十四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項

十五　不動産の鑑定評価に関する法律第四十五条第一項

十六　河川法第二十二条の三第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項及び第八十九条第一項（同法第百条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

十七　積立式宅地建物販売業法第五十一条第一項

十八　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十一条第一項

十九　浄化槽法第五十三条第二項

二十　鉄道事業法第五十六条第一項及び第二項（軌道法第二十六条においてこれらの規定を準用する場合に限る。）

二十一　建築物の耐震改修の促進に関する法律第十三条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項、第二十四条第一項及び第二十七条第四項

二十二　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第四項

二十三　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一条第二項

二十四　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第五十三条第二項及び第三項

二十五　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項

二十六　住宅宿泊事業法第四十五条第二項

二十七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項

別記様式を次のように改める。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

発　行　者　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。